#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 5 月 3 1 日現在

機関番号: 17102

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2020~2022

課題番号: 20K02011

研究課題名(和文)企業会計と公会計との交錯に関する国際比較研究

研究課題名(英文)International comparative research on the intersection between financial accounting and public accounting

#### 研究代表者

大石 桂一(Oishi, Keiichi)

九州大学・経済学研究院・教授

研究者番号:10284605

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、世界各国で公会計に発生主義を取り入れる動きが進み、さらには国家が公会計の基準設定を民間に「アウトソース」する現象が見られるようになったことの意味を、米国のGASBを題材にして歴史的な視座から問い直すとともに、発生主義の公会計情報がどのような局面において有用性があるのかを明らかにした。公会計基準設定のアウトソースにおいては、公的機関や会計プロフェッションのみならず、地方債市場への参加者も重要なステークホルダーであり、それゆえ重要な役割を担っていることがわかった。また、地方債市場において発生主義の公会計情報は投資意思決定有用性を持つことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義公会計に発生主義が取り入れられて「企業会計化」することで新たなコンフリクトが生まれているのであれば、そのコストを上回るベネフィットが得られない限り、そうした企業会計化は正当化されない。本研究の貢献の1日本の地方自治体における発生主義ベースの公会計情報がいかなる意味で意思決定有用性をもっているのかを明らかにした点にあり、それは政策的なインブリケーションも有している。もう1つの貢献は、「会計基準設定のアウトソース」仮説を公会計基準の設定に拡張し、どのような条件があればそうしたアウトソースが起これませんの思がかりを得たことである。 りうるのかを明らかにするための足がかりを得たことである。

研究成果の概要(英文): In this study, I reexamined from a historical perspective the significance of the trend toward the adoption of accrual accounting in public accounting in many countries around the world and the phenomenon of the "outsourcing" of public accounting standard-setting by the state to the private sector, and clarified in what aspects accrual accounting information is useful. I found that in the outsourcing of public accounting standard-setting, not only public authorities and accounting professions, but also participants in the municipal bond market are important stakeholders, and therefore have significant incentives to be involved in standard-setting. I also found that accrual-based public accounting information is significantly associated with municipal bond spreads in the Japanese municipal bond market.

研究分野: 会計学

キーワード: 公会計 発生主義 基準設定 アウトソース

## 1.研究開始当初の背景

企業会計の基準を設定するには高度な専門能力が必要とされるため、そのような能力を持った人材を十分に国家が調達できるとは限らない。それゆえ、民間に会計基準を設定できる能力をもった主体が存在し、当該主体が低コストで会計基準を設定できるのならば、国家はそれを利用しようとするだろう。つまり、国家は自らが調達できるリソースと、民間に偏在するリソースの利用可能具合を勘案して、会計基準を自らが設定するのか、それとも民間の特定の主体に設定させるのかを決定していると考えられる。これは国や自治体の会計、すなわち公会計の基準についても同様である。

近年、公会計が企業会計の基準に依存することが多くなり、国家がその基準設定を民間、さらには国外に「アウトソース」する現象まで見られるようになってきたが、他方でそうすることで様々なコンフリクトが新たに生まれているのも事実である。つまり、国家や公的機関が民間の企業会計の基準を「利用」することで、基準設定のコストを削減できる一方で、そうしたアウトソースは政府機関の政策遂行に支障をきたす可能性も生じているのである。それにもかかわらず、多くの国で公会計の基準を民間機関が設定しているのはなぜなのかは、実は十分に明らかになっていない論点である。また、公会計が「企業会計化」することで新たなコンフリクトが生まれているのであれば、そのコストを上回るベネフィットが得られない限り、そうした企業会計化は正当化されない。それゆえ、発生主義ベースの公会計情報がいかなる有用性をもっているのかを明らかにする必要がある。こうした背景から、本研究を構想した。

# 2.研究の目的

世界各国で国および地方自治体の会計に発生主義を取り入れる動きが近年進むなか、多くの国で政府が会計基準設定を民間にアウトソースするのみならず、ひいては国際公会計基準審議会が作成する基準を採用する国も増えている。本研究の目的は、それはなぜなのか、どのような要因があるときにアウトソースが起こるのかを明らかにすることである。そのうえで、そうした企業会計化した公会計情報は果たして有用であるのか、有用であるとしたら、それはどのような意味においてなのかを、地方債市場を対象にして検証する。これらの作業を通じて、「企業会計と公会計の交錯」の意味を明らかにすることが、本研究の最終目標である。

# 3.研究の方法

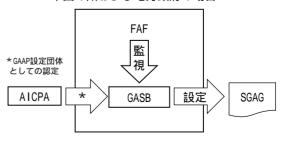
本研究の目的を達成するために採用した方法は、(1)文献・史料を用いた歴史研究、および(2)数量データを用いた実証研究、の 2 つである。先に示した本研究の具体的課題を遂行するうえで、いずれかに優先順位があるわけではないので、2 つの方法を同時並行的に用いて研究を進めた。なお、当初はインタビュー調査も計画していたが、新型コロナの感染拡大により、実施することはできなかった。

# 4. 研究成果

#### (1)米国におけるアウトソースの現状とその要因

米国では、連邦政府の会計基準は実質的に連邦会計基準助言審議会(FASAB)が設定しており、州および地方政府の会計基準については、右図のように、政府会計基準審議会(GASB)が設定している。これら FASAB とGASB は、企業会計の基準を設定する財務会計基準審議会(FASB)と同じく、財務会計財団(FAF)という民間機関の傘下にあり、アメリカ公認会計士協会(AICPA)が一般に認められた会計原則(GAAP)設定団体として承認している。そこで、まず地方政府の会計基

# 米国の州および地方政府の場合



準設定に焦点を合わせ、米国においてどのような経緯で GASB が創設されたのかを検討した。 GASB は FAF の下で州・地方政府の会計基準を設定する機関として 1984 年に設立された。民間 組織である FAF はすでに営利企業の会計基準を設定する FASB を傘下に有していたが、GASB とい う2つ目の会計基準設定機関を運営することになったのである。この GASB の創設は、それまで 多様な実務が行われていた州・地方政府の会計基準を統一するという役割を、新たに設立された 民間機関が果たすようになったという意味で、公会計基準設定のアウトソースが起こる契機や 要因を分析するうえでふさわしい題材である。

米国における1929年の証券市場崩壊は、企業会計だけでなく政府会計への批判も喚起した。 その結果、全米都市会計委員会が 1934 年に設立され、その後 1948 年に全米政府会計委員会、 1974 年には全米政府会計評議会(NCGA)が発足した。1970 年代後半になると、シカゴなどの大 都市の財政危機により政府の会計と財務報告に欠陥があることが明らかになり、連邦議会から のプレッシャーをうけた FASB は、企業会計のみならず非商業領域にも関与するプロジェクトを 始めた。そうした中、1979年に H. A. Williams 上院議員は「州・地方政府会計・財務報告基準 法」という法案を提出し、州・地方政府の会計基準を設定するための評議会を設立して、その作 業を連邦政府の関与のもとで非営利団体に委託することを提案した。この法案に対して、会計プ ロフェッションや地方政府会計に関わる団体は迅速に行動した。とりわけ FASB と AICPA は法案 に強く反対し、民間部門で州・地方政府の会計基準を設定するべきだと主張した。一方、NCGA は 新しい基準設定機関を創設することに否定的であり、FAF との関係構築と自らの組織再編成を提 案したが、これは FAF に拒絶された。1980 年 4 月、NCGA の再編提案が失敗したため、関係諸団 体により政府会計基準審議会組織委員会(GASBOC)が設置された。GASBOC は州・地方政府の会 計基準を確立するための新たな構造の必要性を検討し、関係諸団体の合意を見つけ出す役割を 果たした。その結果、1982 年 11 月 30 日、関係諸団体は合意に達し、1984 年 7 月 1 日に GASB が 正式に発足し、米国内の約10万の州・地方政府機関の会計基準設定の責任を引き継ぐことにな ったのである。以上が GASB 設立の経緯であるが、その検討から得られた発見事項はおもに以下 の 4 点である。

# 基準設定主体をめぐる議論の原動力としての議会と連邦・地方関係

1970 年代半ば以降の地方財政悪化により、地方政府の会計基準に対する関心が高まり、議論が起こったことが直接の契機であったのだが、とりわけ連邦議会の Metcalf 委員会と 1979 年の Williams 法案が重要な出来事となった。しかし、連邦が州の権限を制限する立法を違憲とする 最高裁判決もあったことから、連邦政府は州・地方政府の会計基準に積極的に関与せず、民間へのアウトソースが模索されたのであった。

#### 独立性と専門性の両立

営利企業の場合、会計基準は資本市場の契約のデファクトスタンダードであり、投資家や経営者などの市場参加者に代わって基準設定主体が仮想交渉を行うことで合理的な解を探る。しかし、政府の会計基準については、企業会計の場合とは異なり、利用者たる住民が関心をもつインセンティブは小さいことから、基準設定においては作成者が優位になる可能性が高い。ここでの作成者は、当然に地方政府・自治体である。それゆえ、GASBOC は専門性の高い独立した民間の基準設定機関の設立を勧告したのである。

# リソースの結集の必要性

民間による公会計基準設定には、企業会計よりもさらに希少な専門人材と資金の結集が必要である。州や地方政府には専門家が一定数いたとしても、それを全国的に結集する力や資金が不足していた。もともと地方の財政危機から会計基準の改善要求が高まったため、州や地方政府が十分な資金を調達することは難しかったからである。一方、資金力をもつ民間の FAF も NCGA の専門知識を必要としたが、2 つのボードを有する場合、スタッフの効率的な活用が難しくなることから、当初は FASB の単一のボードを主張することで、FAF は重複を避けようとした。しかし、専門性の問題などから、2 つのボードを 1 つの財団のもとに併存させ、資金調達は財団が担うこととなった。

# 会計プロフェッションの役割

多くの場合に監査を担う会計プロフェッションが公会計基準設定主体を承認するか否かも重要な要因となることがわかった。とりわけ米国においては、AICPA が規則 203 によって GAAP 設定主体を認定することから、AICPA がこれから設立される GASB を認定する姿勢を示すことが、政府関係団体と FAF の合意が形成され、民間へのアウトソースが起こるうえで不可欠の要素であった。

# (2)発生主義会計情報の有用性

発生主義ベースの公会計情報が地方債市場で活用されていることを報告する研究は米国で多く存在するが、他の国での状況はさほど明らかになっておらず、とりわけ総務省の主導で統一的な公会計の基準が地方自治体に近年導入されたばかりの日本では、いまだ証拠の蓄積は十分とはいえない。そこで、発生主義ベースの公会計情報がいかなる有用性をもっているのかを、日本の地方債市場に焦点を合わせて研究を行った。

具体的には、まず公会計由来の財務健全性指標と地方債格付との関連性を日米で比較し、米国の州では明確に「公会計-格付関連性」が発現しているのに対し、日本の都道府県および政令市ではそれが現れていないことを発見した。しかし、この検証では格付情報を使用しているという弱点があった。すなわち、格付機関の意思決定と会計情報の有用性の結合仮説となってしまうのである。それゆえ、この結果をもって、日本の地方公会計は地方債市場における投資意思決定に有用な情報を提供していないと結論づけることはできない。

そうしたことから、次に地方債スプレッドのデータを用いて、公会計情報、とくに発生主義に基づくストック情報との関連性を検証する研究に取り組んだ。つまり、地方債市場における価格形成要因に公会計情報が含まれるか否か、含まれるとしたら公会計情報の地方債価格形成に対する貢献度は既存開示情報と比較してどの程度かを実証しようと試みたのである。現時点ではまだ暫定的なものにすぎないが、従前より開示されている現金主義の情報に加えて、発生主義に基づく退職給付引当金の情報は増分価値をもっていること、すなわち地方債市場における投資意思決定有用性があることを示唆する分析結果が得られた。今後はこの結果の頑健性を、私募債も対象にして検証することでさらに高め、論文として投稿する予定である。

# 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

「能心柵又」 前一十(フラ直が门柵又 〇十/フラ国际六省 〇十/フラカ フンテノピス 〇十/	
1.著者名	4 . 巻
│ 大石桂一	195
2.論文標題	5.発行年
米国における政府会計基準審議会 (GASB) の創設過程	2021年
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	·
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
経済論叢	21-36
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------